

別紙標準様式（第7条関係）

会 議 録

会 議 の 名 称	第6回枚方市学校規模等適正化審議会
開 催 日 時	平成27年4月15日（水） 10時00分から 12時00分まで
開 催 場 所	枚方市市民会館 1階 第1集会室
出 席 者	上山芳明委員、岡澤潤次委員（会長）、神田裕史委員、 小原寿三委員（副会長）、酒井恵子委員、島善信委員（副会長）、 津浦啓子委員、林文子委員、水嶋忠雄委員、光山奈美子委員、 宮原保子委員、森崎武史委員
欠 席 者	大畑尚美委員、田窪美葉委員
案 件 名	（1）議事案件 ①審議会の運営について ②学校規模等適正化の方策について ③その他 （2）報告案件 ①枚方市立小・中学校の配置等の適正化について（中間答申） ②公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引 （文部科学省平成27年1月27日策定）について ③枚方市学校施設整備計画（枚方市教育委員会 平成27年3 月策定）について ④小中一貫校の制度化（学校教育法改正案）について
提出された資料等の 名 称	①資料1 枚方市学校規模等適正化審議会事務局名簿 ②資料2 枚方市立小・中学校の配置等の適正化について（中間 答申） ③資料3 公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する 手引の概要 ④資料4 枚方市学校施設整備計画 ⑤資料5 学校教育法等の一部を改正する法律案の概要 ⑥資料6 適正化方策の検討に係る検証事項 ⑦参考資料1～6

決 定 事 項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第5回審議会の会議録の内容を確認し、枚方市ホームページに掲示することを承認した。 ・ 第6回審議会における（1）議事案件①及び（2）報告案件①②③④については公開、（2）議事案件②③については非公開とし、また、第7回以降の審議会における審議の内容について非公開として取り扱うことを決定した。
会議の公開、非公開の別及び非公開の理由	<ul style="list-style-type: none"> ・（1）議事案件①及び（2）報告案件①②③④については公開 ・（1）議事案件②③については非公開（理由：枚方市附属機関条例第6条第1項第2号の規定に基づくため。）
会議録の公表、非公表の別及び非公表の理由	<ul style="list-style-type: none"> ・（1）議事案件①及び（2）報告案件①②③④については公表 ・（1）議事案件②③については非公表（理由：非公開とした会議の内容が含まれるため。）
傍 聴 者 の 数	なし
所 管 部 署 (事 務 局)	教育委員会事務局 管理部 学校規模調整課

審 議 内 容

会長 本日は年度初めのお忙しい中、第6回審議会にご出席いただきありがとうございます。1月16日に開催した審議会において、中間答申についてご審議を賜りました。

その後、答申書の記述について皆様からのご意見を踏まえ、事務局で修正し、正副会長で確認して、1月26日に私の方から教育長に手交いたしました。今回からこの中間答申に基づいて、具体的な適正化の方策について検討を進めてまいります。

今回、新年度を迎え、人事異動により事務局職員の一部の方が代わられましたので、その紹介を行っていただきます。

○事務局から新しい事務局担当職員の紹介を受けた。（資料1「枚方市学校規模等適正化審議会事務局名簿」使用。）

会長 それでは会議を進めさせていただきます。本日の委員の出席状況について、事務局から報告をお願いします。

○事務局から委員総数14名中、委員12名が出席しているため、審議会が成立しているとの報告を受けた。

会長 ただ今ご報告のとおり、本日の審議会は成立しておりますので、これから会議を始めたいと思います。事務局から、本日の配布資料の確認と、第5回の会議録の取り扱いについて説明をお願いします。

○事務局から配布資料の確認を受けた。

事務局 第5回の審議会の会議録についてお諮りをいただこうと思います。会議録（案）については、事前に皆様に郵送で配布しておりますが、現時点で、ご意見やご指摘はいただいております。ご確認の上、ご承認をお願いしたいと思います。

会長 ただ今、事務局から第5回会議録（案）について承認の依頼がありました。委員の皆様のお手元には第5回会議録（案）が届いており、ご一読いただいていると思いますが、何かご指摘等がありますか。

異議はないようですので、第5回会議録については確定させていただきます。また、第5回会議録については市のホームページで公開させていただきますので、ご了承よろしくをお願いします。

それでは本日の議事案件に移りたいと思います。議事案件①審議会の運営について事務局から説明をお願いします。

事務局 審議会の運営についてご説明いたします。本審議会については、第1回審議会でご確認させていただきましたとおり、枚方市附属機関条例第6条第1項に基づき、公開と

しておりますが、今後の審議は、具体的な学校名を挙げて方策案について審議していただくこととなりますので、自由な発言に支障をきたす恐れがあることから、今回の議事案件にかかる審議及び次回以降の審議に関しては、同条例第6条第1項第2号の規定により、非公開とするのが適切ではないかと考えております。その点についてお諮りいただきたいと思います。

会長 事務局からご提案がございました。皆様いかがでしょうか。私も、各委員が批判等を受けることなく、できる限り自由な発言で、活発なご議論をしていただくよう望んでおりますので、非公開として取り扱いたいと思いますが、何か意見などありますでしょうか。

ないようですので、それでは、この後の議事については、報告案件を公開で行い、それ以降の議事案件②「学校規模等適正化の方策について」からは非公開としたいと思います。

会長 それでは（2）報告案件について、事務局から説明をお願いします。

○事務局から報告案件

- ①枚方市立小・中学校の配置等の適正化について（中間答申）
- ②公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引（文部科学省平成27年1月27日策定）について
- ③枚方市学校施設整備計画（枚方市教育委員会 平成27年3月策定）について
- ④小中一貫校の制度化（学校教育法改正案）について

の報告を受けた。

（資料2「枚方市立小・中学校の配置等の適正化について（中間答申）」、資料3「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引の概要」、資料4「枚方市学校施設整備計画」、資料5「学校教育法等の一部を改正する法律案の概要」を使用。）

会長 事務局からの報告案件について、報告案件①について何かご意見ご質問等はありませんか。

ないようですので、続きまして、報告案件②についてご意見ご質問等はありませんか。

委員 資料3（2）の学校適正配置（通学時間）において、通学時間1時間とは、徒歩で1時間という理解でよろしいですか。

事務局 これまで、徒歩または自転車による利用で小学校にあつては4km、中学校にあつては6km以内と規定されていましたが、今回、これに加え、スクールバスや他の公共交通機関の利用も含め、概ね1時間以内の目安が新たに基準として設定されたものです。

会長 従来の小学校4km、中学校6kmというところに、新たに乗り物による基準がつけ加えられたということですね。他にありませんか。

委員 中間答申には、学校統合における検討の対象要件として「小学校については11学級

以下」とありました。資料3の2ページの7～8学級には「学校統合の適否も含め」とあり、9～11学級のところでは「児童数予測等を加味して」とあり、若干違うと思いますが、このことについて本市の学校統合とどう関連があるのかももう少し説明を加えていただけますか。

事務局 資料3の9～11学級では、学校統合という明記はされておりませんが、本市の適正化基本方針では11学級以下は課題校であるとし、課題解消方策として、今回、学校統合を位置付けています。資料3の手引きと枚方市の方針とは取扱い上、若干の差はあると思われませんが、教育環境のあり方を検討しなければならないという点では、共通していると考えています。

委員 文科省との答申、方向性を踏まえながら本市は統合を進めていく必要があると思います。

会長 では続きまして報告案件③についてご質問等ある方はお願いします。

委員 資料4の14ページ「4. 1 学校統合の対象となる学校について」のところで、実施計画策定時において、学校統合の対象となっている学校（検討対象校を含む。）については、実施計画の対象から除外すると記述があります。この検討対象校とは、資料2の20ページ資料10の中の、表の一番右側に*がある小学校9校と中学校2校、計11校であるとの理解でよろしいか。それと、その11校の学校の改修計画についてはどのように考えているかについてお聞かせください。

事務局 1点目ですが、中間答申の資料の20ページで示されている統合の検討対象校については、今回の整備計画に入れてしまうと、今後、学校統合により、廃校となった場合は、その学校の整備費が無駄になります。施設整備をすると、その後約40年ないし約80年はその学校を使い続けるということになりますので、統合の検討がされている学校については、今回の整備計画の中には位置付けないということにさせていただきました。そして、今後、学校統合について議論が進み、また、学校統合の方策が確定していく中で、統合校として施設整備を必要とするものについては、この施設整備計画で位置づけたものよりも優先をして、その整備をすることとしています。その記述が14ページ 4. (2)になります。

委員 先ほど言われた9校、2校で、建築後40年が経過している学校はありますか。

事務局 あります。今回統合の検討対象校となっている学校は比較的新しい学校が多いのですが、その中で、古い学校として、山田小学校、高陵小学校が建築後40年以上経過している学校であり、本来ならば施設整備に取り組む必要がある学校です。

事務局 各学校は、校舎が1つでなくて、2つ3つあるところもございます。それらは建築年次が異なっているところもあり、今回、整備対象としているのは、その内、建築後40年以上経過している建物を対象としていますので、当該学校のすべての建物を整備するわけではありません。

委員 この場では理解できるが、市民の方に理解してもらうためにも、そういった説明をこの資料に入れる必要があるのではないですか。

事務局 16ページの「3. 整備予定施設」の表の最下段で、33棟の内13棟を整備する、すべ

ての学校施設を整備するのではないということをお示ししております。

会長 施設整備計画のP8の耐震補強工事は、枚方市では全校が完了しているということ
でよろしいですか。

事務局 はい。

会長 それでは、報告案件④について何かありますでしょうか。

委員 資料4の14ページ4.(2)のところに小中一貫校についての記述があります。国
は施設一体型の義務教育学校、施設分離型の義務教育学校、併せて義務教育学校とい
う名称を用いていたと思いますが、そういった中、本市における小中一貫校をどのよ
うに考えていったらいいかという議論が、審議会の中で統合や再編整備に絡まった議
論として出てくる可能性があります。その際、市としてどのようにお考えになっている
のか、どのような方向性を持っておられるのか、少しわからないと議論の意見の出
し方が難しいと思われまますので、今でなくとも結構ですので、少しお示しいただいた
ほうがよいかと思えます。

事務局 本市における小中一貫校の検討ですが、今年度、考え方を整理し、平成28年度以降
の取り組みについて取りまとめをします。本審議会の検討対象校11校と関連するよう
な内容、或いは小中一貫校に係る基本的な市の考え方について、適宜ご報告させてい
ただきます。

会長 今後、随時ということですか。

事務局 そうです。

会長 義務教育学校(小中一貫校)に対する大阪府内各市町村の状況はどうですか？

事務局 施設一体型の小中一貫校については、箕面市や茨木市で各1校程度あります。また、
京都市では何校か先んじて実施をしておりますけども、近隣市における一体型の一貫
校はあまり聞いたことがありません。

会長 堺市のさつき野学園が、道を挟んで小中一貫校となっています。箕面市は、それと
同じような感じですか。それとも完全に一体型なのですか。

事務局 箕面市の場合は施設一体型で、1つの学校施設の中に小学校、中学校があります。
ただ、小学校、中学校の施設が離れているからといって、一貫校ができないというこ
とではなく、分離型の一貫校をやっている自治体もたくさんあります。

事務局 付け加えまして、守口市も施設一体型で開始されると聞いています。

会長 まだ運営されていないのですね。

事務局 平成28年4月からの予定です。

委員 府内の動向については、あらためて事務局で資料を作成していただければと思いま
す。国の議論が進展していくに従って、小中一貫教育を目指すための様々な施設整備、
学校整備が大阪府内、ひいては全国的に行われていると聞いております。

しかし現段階では、小中一貫校が法整備されておらず、既存の小学校と中学校を統
合した学校を創り上げようということが各地でなされていて、一番意欲的に取り組ま
れているのが、小学校と中学校の校舎を一緒にして、小学校の教員と中学校の教員が
共同して、1学年から9学年までの教育を進めましょうというものです。これは先ほ

どありました箕面市をはじめ、いくつかの市で実現しています。箕面市はあと何年かしたら1,000人規模の学校になる状況です。守口市、大阪市、池田市、能勢町など、近隣の市町村では、施設を一体にしたり隣接したり、色んな工夫をして取り組みが進んでいると思います。

法整備がなされた段階では、それらがすべて義務教育学校となるかどうかは自治体の判断になりますが、大阪府下で半分以上の自治体において、小中一貫教育を何らかの形で進めましょうということが、市教育委員会レベルで方針を策定されていると聞いています。

会長 それでは何らかの形をもってお示しいただければと思います。以上、資料2～5により報告をしていただきました。それでは、ここまでが公開で、ただ今から非公開ということで進めさせていただきます。議事案件②学校規模等適正化の方策について事務局から説明をお願いします。

○事務局から議事案件②学校規模等適正化の方策について説明を受けた。（資料6「適正化の方策の検討に係る検証事項」使用。）

会長 ただ今、事務局から検証項目について説明がありました。これについてご意見・ご質問等はありませんでしょうか。

委員 全体・枠組みは、よくまとめていただいていると思います。比較的古い学校や比較的新しい学校が統合の対象になっていますが、もともと1小学校であったものが分離して2小学校になったり、部分的に校区を変更したりと、歴史的な経緯があると思います。一応そういった経緯が議論の中に必要ではないかと思いますので、過去の学校設立に至る経緯というのを参考項目として書いていただければと思います。

事務局 後ほど、具体的な方策案の検討の一項目として、開校・分離等の沿革について説明させていただきます。その中に、例えばA校からB校が昭和何年に分離したという情報も含んでいます。

これは資料6の「5. 地域連携の②学校の沿革、地域の歴史的な経緯」のところで、今ご指摘いただいた点を参考資料としてお示ししたいと考えています。また、学校施設の建築年度について、古い校舎と新しい校舎が混在している学校が多いのですが、当該学校のどの施設が何年に建築されたか等についても、後ほど資料の中で説明させていただこうと思っています。

委員 中間答申の5ページイ(b)の「教職員の人事配置など統合後の学校運営や学習環境の充実等」とあるのですが、今後、学校を統合された後、イ(b)については保護者や教職員の関心が高い事項だと思いますが、今後どのように充実していくか考えていただければと思います。

事務局 今回検証事項としてお示しさせていただいたのは、現在または過去にこういう状況であり、今後統合していくにあたってどれが一番ふさわしいのか、好ましいのかという事項になりますので、統合する際の人事配置などの配慮については、検証というよ

りも、今後統合する際の重要な配慮項目だと理解しております。

この後、ご審議いただく中で、全体に関わることとしてそういう論点はでてくると思いますので、そこで審議会としての考え方としてまとめていただければと思います。

会長 それでは他にご意見等もないようですので、次に学校規模適正化の具体的な方策について事務局からお願いします。

○事務局から、すべての学級が単学級である高陵小学校と中宮北小学校との統合について、説明を受けた。（途中まで。残りの部分については後述。）

会長 それではただ今の説明について、ご意見等はないでしょうか。

委員 先ほど磯島小学校は統合方策としては考えないということでしたけれども、磯島小学校の近くに府道がありその上に歩道橋があります。その歩道橋を渡れば磯島小学校との距離が近くになる地域があると思うのですが、高陵小学校の一部を磯島小学校に統合する案は考えないのでしょうか。

事務局 検討案（方策案）としてお示しさせていただきましたのは、1つの学校をすべてそのまま別の学校に一体的に統合する新設統合ということを前提に資料を作成させていただきました。今、委員がおっしゃられた通学区域の変更を伴う統合、つまり分割統合や、吸収統合というものについては、今回の方策案としては事務局からお示ししておりませんが、審議の中で、こういう方法もあるのではないかとご提案・ご指摘がありましたら、資料を作成し提示させていただきたいと思います。今回はたたき台として新設統合を中心に説明をさせていただきます。先ほど言われました磯島小学校との統合案については、京阪電鉄の軌道敷があること、また、交通量が多い府道京都守口線が横切っていることから、現在の一つの小学校の全児童がその地形地物を越えて通学しなければならないということは、大きな問題であろうと考えまして、今回の検討案からは外させていただきました。

会長 それでは事務局の方で説明の続きをお願いします。

○事務局から高陵小学校と中宮北小学校との統合について、残りの説明を受けた。また、高陵小学校と殿山第一小学校、高陵小学校と明倫小学校との統合、樟葉北小学校と樟葉小学校との統合案に係る事務局の検証評価について説明を受けた。

会長 ご提示された資料について、本日は審議まで行えませんでした。次回、本日の続きを審議していきたいと思いますので、委員の皆様方には、次回の審議会までに資料をご覧いただき、検証事項とした項目や別の適正化の方策案、事務局の評価案について各自で検討しておいてもらえればと思います。また、本日の配布資料について、お気づきの点がありましたら、事務局にお伝えさせていただきたいと思います。それでは、議事案件③その他ですが、事務局よろしくをお願いします。

○事務局から今後のスケジュールについて説明を受けた。

会長 何かご質問等はありませんか。

特にないようですので、それでは次回につきましては、事務局から説明があった通り、5月の下旬ということで調整をしていただきますので、委員の皆様方には、お集まりしていただきますようよろしくお願いいたします。以上、これをもちまして、第6回枚方市学校規模等適正化審議会を終了いたします。ありがとうございました。